

投票環境の向上に関する方策

令和 4 年 7 月

北九州市選挙管理委員会

目次

○はじめに	1
第1章 今後の期日前投票等のあり方	2
1. 期日前投票所の増設について	
2. 集合型期日前投票所について	
3. 移動型期日前投票所について	
4. 投票所の混雑緩和などの環境整備について	
5. 高齢者や障害のある有権者のための取組みについて	
第2章 主権者教育の更なる仕組みづくり	8
1. 学校等と連携した取組みについて	
2. 家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて	
3. 情報(メディア)リテラシーの醸成について	
第3章 新たな選挙啓発の方向性	12
1. 効果的な選挙広報について	
2. 投票行動への誘導について	
3. 若者への働きかけについて	
<参考資料>	
○「投票環境の向上について(答申)」の概要	15
○本市における選挙の現状	19

〇はじめに

全国的に投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題であり、各自治体の選挙管理委員会においても様々な取組みを行っている。

本市では、平成29年に「投票環境の向上に関する具体的方策」を策定し、商業施設への期日前投票所の設置や出張所の開設時間の延長、さらに若者向けの啓発動画の作成などの取組みを行った。その結果一定の成果は得られたものの、依然投票率は低い水準が続いている状況である。

このような状況の中、令和3年5月に市選挙管理委員会は、北九州市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という）に対して、令和7年の市議会議員選挙を目標に、「今後の期日前投票等のあり方」「主権者教育の更なる仕組みづくり」「新たな選挙啓発の方向性」を検討項目とする投票環境の向上のあり方について諮問した。

協議会はこれを受け、令和3年6月に、学識経験者や教育、福祉分野などの専門家、子育て層や大学生などで構成する「投票環境の向上に関する検討会」を設置し、同年8月から令和4年2月にかけて議論を重ね、令和4年3月に協議会から市選挙管理委員会へ「投票環境の向上について」の答申がなされた。

この度、市選挙管理委員会では、この答申を基に、投票環境の向上に関する具体的方策をここにとりまとめた。実施可能な取組みについては、北九州市長選挙から順次実施してまいりたい。

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

第1章 今後の期日前投票等のあり方

本市の期日前投票所は、区役所7か所と、面積の広い区を補完するための出張所9か所に設置することを基本としており、総じてバランスの取れた配置となっている。また、出張所が置かれていない小倉北区、八幡東区及び戸畑区については、平成29年に策定した「投票環境の向上に関する具体的方策」に基づき、商業施設に臨時期日前投票所を設置するなど、有権者の利便性向上に努めてきたところである。

その結果、本市の期日前投票の利用者も、徐々に増加してきている。

令和3年10月に執行された衆議院議員総選挙では、投票率こそ49.42%と、政令指定都市平均の54.18%（全国平均55.93%）を約5ポイント下回っているが、全投票者数に占める期日前投票者数の割合をみると、36.42%で、政令指定都市平均の31.02%を約5ポイント上回っている。

これは、政令指定都市ではトップの数字であり、本市の期日前投票所が利用しやすい環境にあると言える。

その一方で、一部の期日前投票所においては、利用者の増加に伴い、時間帯によって投票所内や駐車場の混雑等が見受けられ、選挙人にとって利用しづらい状況になってきている。

近年の働き方や生活スタイルの多様化などから、自身の都合に合わせた曜日や場所を選んで投票できる期日前投票は、その利便性の良さから利用者が増加しており、この傾向は、今後も続いていくものと思われる。

このような状況から、今後も利用の増加が見込まれる期日前投票については、本市の現体制を基本としつつ、今後の状況に応じて、投票所の移設、増設等を含め検討する必要がある。

■政令指定都市における投票率等（R3.10衆院選）

政令市名	投票率	期日前投票 利用率	政令市名	投票率	期日前投票 利用率	政令市名	投票率	期日前投票 利用率
札幌市	56.89%	27.52%	新潟市	57.71%	34.83%	神戸市	53.46%	34.01%
仙台市	54.07%	29.56%	静岡市	50.92%	26.87%	岡山市	47.55%	34.77%
さいたま市	55.66%	32.84%	浜松市	57.28%	30.71%	広島市	50.18%	25.96%
千葉市	53.53%	33.08%	名古屋市	50.76%	33.09%	福岡市	51.57%	31.26%
川崎市	57.02%	29.10%	京都市	54.87%	30.55%	熊本市	54.08%	36.37%
横浜市	56.07%	30.06%	大阪市	55.23%	30.54%	北九州市	49.42%	36.42%
相模原市	56.07%	30.18%	堺市	54.88%	30.17%	政令市平均	54.18%	31.02%

1. 期日前投票所の増設について

本市の期日前投票所は、区役所の期日前投票所を中核としつつ、出張所期日前投票所が補完する体制である。また、投票環境向上の取組みとして、出張所期日前投票所での開設時間の延長や、出張所のない行政区における商業施設での臨時期日前投票所の設置の取組みは市民に定着しており、引き続き実施していく。

一方で、今後、期日前投票者数の拡大が見込まれるなか、その受け入れ体制の構築が課題となっている。

期日前投票所体制の検討にあたっては、

- ・利用者の増加に対応して受け入れ容量の大きな施設への移設
- ・人口増加が著しい地域への増設

の検討が必要である。

このため、市内の人口の増減、当日投票所や期日前投票所の混雑度等の状況検証を継続して行う。その上で、人口分布の変化などを勘案し、期日前投票所の最適な配置について、市内、区内における配置バランスを見ながら、移設、増設を含めて検討する。また、増設には多大な費用を伴うことから、限られた予算の中で、既存の期日前投票所を含めた効率的な運営も考慮する必要がある。

【具体的な方策】

- ①区役所期日前投票所を中核としつつ、出張所期日前投票所の開設時間延長や、出張所のない行政区の商業施設への臨時期日前投票所の設置など投票環境向上の取組みを引き続き行う。
- ②市内の人口の増減、当日投票所や期日前投票所の混雑度等の状況検証を継続して行い、特に人口増加が著しい地域については、まずは、地域の意見を聞きながら、当日投票所の変更や投票区域の見直し等の対策を行う。
- ③人口分布の大幅な変化などを勘案し、期日前投票所の最適な配置について、市内、区内における配置バランスを見ながら、移設、増設を含めて検討する。
- ④増設には多大な費用を伴い、限られた財源の中での検討となることから、利用者の少ない出張所期日前投票所については、利用者の利便性に十分配慮の上、設置期間や設置時間の短縮の見直しを行う。
- ⑤商業施設において、当該施設の事情により期日前投票所を設置できない場合は、近隣の人の集まりやすく期日前投票所の設置要件を満たす施設を活用し、可能な限り実施する。

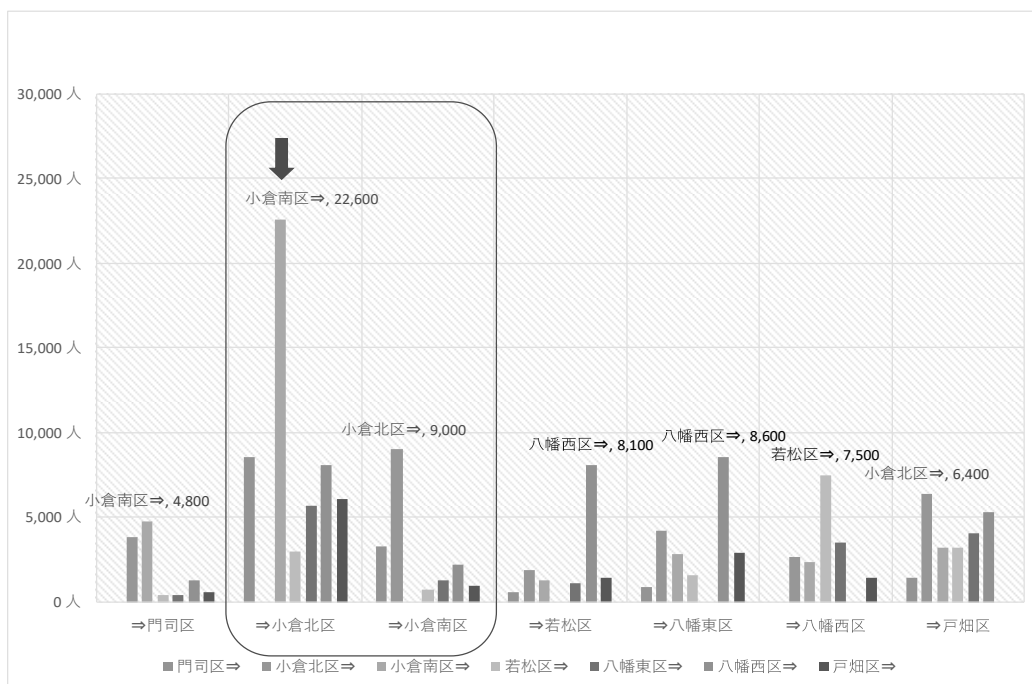
2. 集合型期日前投票所について

本市を含め、政令指定都市において集合型期日前投票所を設置する場合には、各区の選挙人が混在しないよう導線を明確に分離しなければならないため、各区ごとの投票スペースの確保が必要となる。また、設置する区の数に応じた投票管理者や立会人の確保、選挙人の導線や案内誘導などが必要となる。そのため、投票できる区が増えるほど、投票所の規模や従事員の数、費用が嵩むことになる。

本市の人口流動については、都市中心部への極端な集中ではなく、特定の地域間の移動に留まっている状況にある。携帯電話の位置情報を基にしたデータを分析すると、各区間の1日当たりの移動人口が多くても約8,000人～9,000人であるが、小倉南区から小倉北区への移動人口は約22,000人と突出して多い状況である。

これらを踏まえ、集合型期日前投票所の設置は、効果的・効率的であるかという観点から、人口流動状況などの根拠に基づいて検討を行う必要がある。

■北九州市の行政区間の人口移動状況(R2.10)



※ 移動データは、ヤフー株式会社の提供するビッグ・データ分析ソフト「DS.insight」による。

【具体的な方策】

- ①本市の人口流動の特徴から、全区対応型期日前投票所ではなく、特定の地域間で行う複数区対応型期日前投票所の設置が効果的である。
- ②まずは、最も区間の人口流動が多い小倉北区と小倉南区の複数区対応型期日前投票所を試行的に設置する。
- ③具体的には、小倉北区の商業施設内の期日前投票所に併設する形で、小倉南区の期日前投票所を試行的に設置。複数回選挙を行ったうえで、その利用状況や費用対効果等について検証を行う。この検証結果を基に今後の集合型期日前投票所のあり方を検討する。

3. 移動型期日前投票所について

移動型期日前投票所は、離島、山間部などの過疎地での投票環境の確保、投票所までの交通手段のない高齢者等のための効果的手段である。

他都市の事例によれば、高齢化や過疎化が進む一部地域において、投票所の統廃合により投票所までの距離が遠くなったことで、交通手段の確保が難しい有権者の投票機会の確保などの代替策として、バスを利用して地域を巡回する移動型期日前投票所、あるいは臨時的な期日前投票所の設置がなされている。

一方、約240か所の当日投票所とバランスよく配置された期日前投票所を擁する本市においては、設置する地域や運行ルートなどを決定する場合、対象が個人である以上、公平性や公正性の観点から固定化することは困難であると考え

る。

仮に、今後、極端な選挙人の減少などによる費用対効果の観点から、投票所の統廃合が行われる場合には、移動型期日前投票所等の実施を検討し、廃止された投票所のあ

【具体的な方策】

- ①移動型期日前投票所は、公平性や公正性の観点から実施は難しい。
- 仮に今後、地域人口の著しい減少により投票所の統廃合が行われる場合には、廃止された投票区の選挙人の投票機会の確保のため、移動型期日前投票所や臨時期日前投票所の設置について検討する。

4. 投票所の混雑緩和などの環境整備について

混雑している期日前投票所は、施設規模に余裕があり、導線の変更などの工夫により対応が可能な施設と、駐車場を含め施設規模が極めて狭いなどの理由から対応が困難な施設とに分けられる。投票に支障をきたす対応が困難な混雑投票所については、他施設への変更などの見直しを行う。

各期日前投票所の混雑状況の情報提供に関しては、令和3年1月の市議会議員選挙から導入しているが、当初は十分な情報提供が出来ているとは言い難い点もあった。その後、選挙ごとに改善を行い、現在では有権者に対し、リアルタイムでの期日前投票所の混雑情報を提供している。こうした投票環境の向上につながる取り組みは、新たな投票行動につながる契機となることから、引き続き積極的に取り組んでいく。

また、投票所に足を運ばなくても投票できるインターネット投票については、国が実証実験中であり、現時点では、本人認証やセキュリティなどの観点から、実用化される見通しが立っていないが、引き続き、その進展について国の動向を注視していく。

【具体的な方策】

- ①混雑緩和対策として、導線の変更などの工夫や、必要に応じて他施設への変更など、混雑施設の状況に応じた対応を行う。
- ②各期日前投票所の混雑状況の情報提供に関しては、引き続き有権者にリアルタイムでの期日前投票所の混雑情報を提供していく。
- ③混雑緩和対策は、投票環境の向上につながり、新たな投票行動につながる契機となることから、引き続き積極的に取り組む。
- ④投票所に足を運ばなくても投票できるインターネット投票については、国が実証実験中であり、引き続き、その進展について国の動向を注視していく。

5. 高齢者や障害のある有権者のための取組みについて

高齢者や障害のある人にとって、天候や随行者の有無により、当日だけの投票機会では不便であり、複数の日が選択できる期日前投票は投票機会の拡大につながる。投票所内のバリアフリー化は当然であるが、高齢者や障害のある人が利用しやすいという視点からの配慮を行う。

移動支援対策としての巡回バスの運行や無料乗車券の配布などは、一部の有権者だけを優遇することになりかねないため、公平性や公正性の面からも困難と考える。そのため、本市においては、福祉有償運送等の投票所へのアクセスを支援する制度に関する情報を提供しており、今後も充実強化に努めていく。また、ボランティア団体等と協議を行い、地域ボランティア等を活用した送迎支援などについて研究していく。

高齢者や障害のある人が利用できる郵便等投票や病院・施設内での不在者投票については、現在のところ厳しい制約があり、制度の規制緩和が求められている。これについては、本市においても、毎年、総務省や福岡県選挙管理委員会に対し強く要望しており、今後も継続して強く要望していく。

あわせて、投票環境の改善だけでなく、高齢者や障害のある人に対し、期日前投票のメリットを含め、政治や選挙への関心を高めることも重要である。そのための情報提供手段として、関連福祉団体等のホームページや広報誌等に選挙関連の情報を掲載し、適宜更新するなど、各種団体と連携を密にしながら効果的な広報を行う。

【具体的な方策】

- ①福祉有償運送等の投票所へのアクセスを支援する制度に関する情報を提供しており、今後も充実強化に努めていく。
- ②ボランティア団体等と協議を行い、地域ボランティア等を活用した送迎支援などについて研究していく。
- ③郵便等投票や病院・施設内での不在者投票については、毎年、総務省や福岡県選挙管理委員会に対し制度の規制緩和について強く要望しており、今後も継続して強く要望していく。
- ④投票環境の改善だけでなく、選挙や政治への関心を高めてもらうための情報提供手段として、関連福祉団体等のホームページや広報誌等に選挙関連の情報を掲載するなど、各団体と連携を密にしながら効果的な広報を行う。

第2章 主権者教育の更なる仕組みづくり

平成27年に選挙権年齢が18歳に引き下げられる制度改正があり、主権者教育の必要性が急速に高まった。国や地方自治体、学校現場などで議論がなされ、様々な取組みがなされている。

主権者教育そのものは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成すること」と位置付けられ、投票行動は、主権者教育の成果として現れる行動の1つとされている。

選挙管理委員会では、このような主権者教育への支援として、学校へ出向いての出前授業の実施や、中学校向け副教材の作成などを教育委員会と連携して行ってきた。

一方、主権者教育は学校現場だけでなく、多くの時間を過ごす家庭、加えて地域、企業、大学など社会全体で取り組むことも重要である。

答申にもあるように、たとえば、家庭においては、親が投票するところを子に見せるといったことも重要で、若年層の意識調査では、子どもの頃、親と一緒に投票所に行った経験のある人となない人とは、有権者となつてからの投票参加率に20ポイント以上の差が生じるという調査結果もある。

このような視点から、成長段階に合わせて様々な団体との連携を進め、社会全体として主権者教育に取り組むことを推進していく。

1. 学校等と連携した取組みについて

(1) 学校が行う授業への支援

学校現場では、小中高それぞれの成長段階に応じた主権者教育が行われ、選挙管理委員会として、教育委員会等と連携しながら成長段階に応じた効果的な支援を行っていくことが重要と考える。

現在、中学生の主権者教育副教材「選挙って大事！」の作成・提供のほか、生徒会役員選挙の実施にあたって、実際に選挙で使用している投票箱や記載台を貸し出し、実際の選挙と変わらない投票の貴重な体験を提供している。

さらに、選挙管理委員会職員が学校に出向いて、選挙のしくみや投票の仕方を伝える出前講演や、明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施なども行っている。

今後も学校側のニーズも踏まえ、支援を継続・強化していく。

【具体的な方策】

- ①学校現場が行う小中高それぞれの成長段階に応じた主権者教育に対し、選挙管理委員会として、教育委員会と連携しながら効果的な支援を行っていく。
- ②中学生の主権者教育副教材について、常に内容について教育委員会とともに精査しながら、より選挙の大切さを伝えるものにする。
- ③生徒会役員選挙にあたり、実際に選挙で使用している投票箱や記載台の貸出しを継続することで、本物の選挙器材に触れ、選挙を身近に感じてもらう。
- ④選挙のしくみや投票の仕方を伝える出前講演だけでなく、学校側のニーズも踏まえ、新たな講義内容や外部講師などについて、柔軟に対応していく。

(2) 学校外での活動の連携

学校外において、実際に選挙や政治に関することに触れる、また体験することは、生徒自身の視野が広がるとともに、知識・経験として蓄積される。

政治を身近に感じるとともに政治を考えるきっかけづくりとして、模擬投票や、市議会議場の社会見学なども貴重な経験である。また、学校と連携して、選挙権を得た高校生が期日前投票の立会人を務めるなど、選挙を管理する側の一人として体験してもらう取組みも有効である。

同じ世代の意見に耳を傾けたり、選挙や政治について話し合うことは、互いに意識を高め合う効果が高い。今後も昨年度開催した高校生、大学生、20歳代社会人などの若者が参画する「若者の選挙に関する座談会」などの取組みを継続していく。

【具体的な方策】

- ①市議会議場の社会見学と模擬投票を組み合わせるなど関係部局と連携した取組みを一層推進していく。
- ②一部の区で実施している高校生や大学生による期日前投票の立会人の取組みを全区に拡げていく。
- ③高校生、大学生、20歳代社会人などの若者が参画する「若者の選挙に関する座談会」の開催や、KITA9PR 部による選挙に関する CROSS FM 特別番組など、話し合いの場や考える場を提供する。

2. 家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて

親と一緒に投票所に行ったことのある子どもは行ったことのない子供に比べ将来の投票行動に大きな差が出るといった調査結果からも、家庭の持つ役割は非常に大きい。

また、投票を身近に感じてもらうため、親子での模擬投票イベントを開催し、模擬投票によって親子がふれあうとともに、選挙について家族で話しあえる機会を提供する。

さらに、学校、家庭以外においても、例えばライオンズクラブなどの社会貢献団体には高校生や青少年が中心となって活動する社会奉仕クラブがあり、このような場に対して選挙や政治を身近に感じてもらう取組みも有効である。

家庭や地域、各種団体等と協力した取組みなど、多重的な連携をもって展開することで、社会全体として主権者教育に取り組むことを推進していく。

【具体的な方策】

- ①子どもたちの将来のために、また保護者自身の投票行動を促すため、PTAの会議等を活用し、子ども連れでの投票を働きかけていく。
- ②親子での模擬投票イベントと明るい選挙啓発ポスターコンクール表彰式を同時に開催し、親子がふれあうとともに、選挙について家族で話しあえる機会を提供する。
- ③高校生や青少年が中心となって活動する社会奉仕クラブにおいて、選挙や政治を身近に感じてもらう取組みを支援していく。

3. 情報（メディア）リテラシーの醸成について

テレビ、ラジオをはじめ、現在では、ホームページ、SNSをはじめとしたインターネット上での情報も日々配信されており、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者となるには、情報について、妥当性、信頼性を正しく判断することが必要となる。

現在の情報社会においては、事実が1つだとしてもそれを伝える情報の解釈は一樣ではないため、日頃からメディアの特性を理解した上で、情報を正しく読み解いていくことが必要だということについて様々な機会を通じて周知を図る。

【具体的な方策】

- ①主権者教育副教材への掲載や、社会見学、出前講演等を活用して、自分が必要なときに必要な情報を効果的に探し出すとともに、見つけた情報を適切に評価・活用できる、いわゆる「情報リテラシー」の大切さを伝えていく。

第3章 新たな選挙啓発の方向性

近年、投票率は低下傾向にあり、如何にして有権者に投票所へ足を運んでもらうかは、選挙啓発の課題となっている。

そもそも、選挙啓発は、選挙が公明かつ適切に行われるように選挙人の政治意識の向上を促し、それにより実際に有権者が投票所へ足を運ぶことを目的としている。

前述の主権者教育が比較的若い世代に対し、長期的視点から投票率を向上させる取組みであるのに対し、選挙啓発は広い世代に対し、投票行為を働きかけるものであり、それぞれの取組みは将来的に投票率を向上させる両輪であり、選挙啓発についても新たな発想が必要である。

デジタル化の進展など情報環境が変化している中、特に20代から30代の若年層や無関心層への効果的な働きかけは、これまでとは異なった広報媒体による手法も必要となる。今後有効な手法を研究・検討し、実践していくことが重要である。

しかしながら、実践にあたっては、選挙の執行機関である選挙管理委員会では制約が生じる場合もあり、民間団体等の自由な発想と実行力に期待するものである。

1. 効果的な選挙広報について

急速に広報媒体等のデジタル化が進んでおり、SNSでの情報発信は勿論のこと、動画配信サイトへの広告掲出、デジタルサイネージへの動画掲出など行政の情報発信においても様々なコンテンツが活用されている。その中で、いかに視聴者が目にする機会を増やしていくかが重要であるため、費用対効果も踏まえつつ、効果的な手法を確立する必要がある。

一方で、全てがデジタル化しているわけではなく、対象によっては従来の紙媒体による啓発も、多くの場所に掲示、設置できる点から依然として必要であると考えられる。これまで行っていなかった民間団体の広報誌など、新しい広報媒体についても開拓していく。

また、候補者の政見等を掲載する選挙公報は、各戸配布のほか、市ホームページに掲載しているが、表示が小さくわかりにくいことから見直しを行う。

【具体的な方策】

- ① SNSでの情報発信、デジタルサイネージへの動画掲出など様々なコンテンツを活用するとともに、多くの有権者が目にする機会を増やしていくために、様々な事例を研究・実践し、効果的な手法を確立する。
- ② 広く周知を図るためには、紙媒体による啓発も依然として効果的であるため、効果の高いと思われるものは引き続き有効に活用していく。
- ③ 商工会議所など民間団体の広報誌への掲出等、新しい広報媒体についても積極的に開拓し、幅広い有権者に情報を発信していく。
- ④ 選挙公報の市ホームページ掲載について、候補者ごとに拡大表示できるよう改訂する。

2. 投票行動への誘導について

有権者の投票行動へ結びつくために、選挙管理委員会としては、選挙の重要性、投票の大切さを広く呼び掛けていくものである。しかしながら、現実として、投票所へ行く理由は、一人ひとりの有権者によって異なる。

投票済証を商店などに提示して割引等を得られる各種「選挙割」もひとつの有効な手段であり、各種商店が参加するなど盛り上りを見せていたが、ここ数年の新型コロナウイルス感染拡大により、その取り組みが縮小している状況である。

「選挙割」が、いち早くコロナ前の賑わいに戻り、再度、選挙を盛り上げていただけることを期待しているものである。

選挙管理委員会としては、その際必要となる投票済証について、デザインや配布方法など工夫しながら、より多くの選挙人に手にしてもらえる仕組みを検討する。

【具体的な方策】

- ① 「選挙割」は選挙管理委員会が主体となり主導することはできないが、実施する民間団体などとも連携しつつ、コロナ前の賑わいに戻れるよう必要な働きかけを行う。
- ② 投票済証について、マスコットキャラクターを活用するなど、デザインを工夫することで明るく手にしやすいものとする。

③投票済証の名称を変更し、投票者にしか手にできない配布方法を変更することで、一緒に投票所に来た子供などにも手にしてもらえる仕組みを検討し、将来の有権者である子供たちにも選挙に関心をもってもらう。

3. 若者への働きかけについて

国が行う若者向けアンケートでは、若者が投票へ行かない理由の一つとして、「誰に投票してよいかわからない」、「候補者の人柄や政策がわからない」といった事由が多く見受けられる。若者が、「いざ投票！」となっても、選挙制度に関する情報が難しく、投票を躊躇してしまうこともある。このため、若年層に情報を届ける際には、初心者でもわかりやすい情報提供に努めるとともに、選挙を身近に感じてもらう取組みを行う。

また、選挙時には若者向けラジオ放送を実施し、選挙のしくみをわかりやすく解説するなど、若者の疑問に答える情報の発信を行うほか、若者を対象とした座談会を開催し、選挙に関する率直な意見を聞き、今後の施策に反映する。

あわせて、大学生の投票を難しくしている要因の一つである住民票の異動についても、入学時期などに関連部局と連携しての呼びかけを継続していく。

【具体的な方策】

- ①若者にとって分かりやすい情報発信に努めるとともに、一部の区で実施している高校生や大学生による期日前投票の立会人の取組みを全区に拡げていく。
- ②昨年度開催した高校生、大学生、20歳代社会人などの若者が参画する「若者の選挙に関する座談会」やKITA9PR部による選挙に関するCROSS FM特別番組などを引き続き開催するとともに、参加者の意見を聞きながら、若者に届きやすい手法での情報発信に努める。
- ③若者の投票率向上に取り組むNPO法人など民間団体とも連携し、その活動を支援することで、活動の輪の広がりや選挙への積極的な参加を促す。
- ④関連部局と連携して、入学時に、大学生に向けて住民票の異動の呼びかけを継続していく。

< 参考資料 >

○ 「投票環境の向上について（答申）」の概要

【経緯】

国はもとより本市においても投票率は低い水準で推移し、特に若年層の選挙離れが顕著になっている状況の下、投票環境を取り巻く状況は大きく変貌している。

そこで、北九州市選挙管理委員会は、令和3年5月に「北九州市明るい選挙推進協議会」へ今後の投票環境の向上の改善方策等について諮問し、同協議会は、同年6月、「投票環境の向上に関する検討会」を設置、各諮問項目を検討した。

検討会での5回にわたる協議、同協議会総会での審議を経て、令和4年3月14日に北九州市選挙管理委員会は、投票環境の向上について答申を受けた。以下は、諮問項目と答申における主な取組みの方向性の概要である。

【諮問項目1】 「今後の期日前投票等のあり方」

平成29年12月に提言した「投票環境の向上に関する具体的方策」で期日前投票の増加に見合った整備として商業施設への設置を求め、事実、設置・運用されている。一方、さらなる高齢化が進む中、投票率を維持、向上させる一つ的手段として、期日前投票所の設置時間、場所の柔軟な対応など、本市の特性に合わせた環境整備の再考が必要視されている

今回、市選挙管理委員会からの諮問に基づき、今後の期日前投票等のあり方を考察するにあたり、費用対効果や選挙制度の制約を考慮した上で、事業実現性に重点を置いた方策が肝要である。なお、選挙は公平、公正な管理執行が前提であり、検討にあたっては、選挙事務従事員などの負担増を避けるため、事務量の増加を緩和する施策が求められる。

■ 主な取組みの方向性

① 期日前投票所の増設について

- ・急速に人口集積が進みながら、近辺に期日前投票所が設置されていない地域においては状況に応じて設置を検討すべきであるが、その際には、既存の期日前投票所の再選別なども含めて検討すべきである。
- ・出張所の無い3区においては商業施設への設置を行っているが、急な選挙など商業施設が使用できない場合には、近隣の「人の集まりやすい施設」での設置を検討すべきである。

② 集合型期日前投票所について

- ・本市の人口動態においては、極端な都市部集中ではなく特定の地域間の流動の方が大きいため、全区対応型よりも複数区対応型が効率的と考えられる。
- ・集合型期日前投票所の設置は、費用対効果も考えながら慎重にすべきものであるが、効果が見込まれるものについては試行すべきものとする。

③移動型期日前投票所について

- ・移動型期日前投票所は遠距離の外出が困難な方に有効なのは明らかであるが、約240カ所の投票所を有する本市においては、設置する地域や運行ルートなどの選択にあたり、対象が個人である以上、公平性や公正性の観点から困難であると考えます。
- ・他都市において、移動型期日前投票所は主に投票所廃止の代替措置として運用されている。仮に、今後、費用対効果の観点から投票所の統廃合が行われる場合には、巡回バスによる送迎、あるいは一時的に期日前投票所を設置するなど、統廃合の影響を受ける有権者の投票機会の確保に努められたい。

④投票所の混雑緩和などの環境整備について

- ・投票に支障をきたすほど混雑する狭隘な期日前投票所は、近隣の他施設への移動など大胆な見直しが必要であり、また、新たに投票所を設置する際には、混雑緩和を念頭においた施設選択が重要である。
- ・投票所の混雑度の情報提供は、リアルタイムな情報提供システムを導入すべきと考える。他都市の先進事例を参考にするなど絶え間ない改善に取り組まれたい。

⑤高齢者や障害のある有権者のための取組みについて

- ・巡回バスの運行などの移動支援については、一部の有権者だけを優遇することになりかねないため公平性や公正性の面からも限界がある。地域の人材の協力を得るなど地域力の活用等について研究されたい。
- ・高齢者や障害のある人に対し、政治や選挙への関心を高めるための周知に加え、投票所では様々な合理的配慮がなされ、安心して投票できることを周知することも重要である。各種関係団体との連携のもと効果的な周知方法を検討されたい。
- ・郵便等投票対象者の規制緩和、不在者投票施設の認可基準の引き下げなど、引き続き、国、県に強力に要望されたい。

【諮問項目2】 「主権者教育の更なる仕組みづくり」

主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成すること」であると捉えられている。

主権者教育と選挙の投票行動との関連性は、投票行動が主権者としての権利の行使の一つであり、主権者教育からのアウトプットでもある。主権者教育を通じた主権者としての必要な資質、能力の育成が、今後の投票率の向上だけでなく、投票の質の高度化にもつながるものと考えられる。そのため、主権者教育へのインプットを実施、強化することが重要であり、長期的視野に立った方策が求められている。

主権者教育の中心は小学校から大学までの教育機関であり、文部科学省の学習指導要領等のもと鋭意、主権者教育を実践することになる。一方、将来を担う子ども達の育成は、教育機関に任せきりにするものではなく、多様な主体とのしっかりとした連携、協働によって取り組むべきだと考える。

■主な取組みの方向性

①学校現場の取組みについて

- ・新学習指導要領に基づき主権者教育を実践するにあたり、教師のメッセージが、青少

年期の子どもの心に大きな影響を与え印象づけることを考えれば、今後の教師個人の関わり方や取組みに期待する。

- ・高等学校では、令和4年度から新しい科目「公共」が開始され、これまで以上に公民としての資質や能力の育成が求められる。生徒にとって、政治を学ぶだけでなく、成人としての責務も出てくると期待する。

②学校と連携した取組みについて

- ・小学校、中学校それぞれの段階の課題に応じた副読本の提供など、教育委員会と連携しながら教材を考案することを研究されたい。
- ・小中高それぞれの成長段階に応じた主権者教育の実践メニューが必要である。あくまでも、主体は学校であるが、投票箱、投票用紙記載台の貸与、出前講演等の要請に対して、選挙管理委員会の支援をお願いしたい。
- ・机上の学習の延長上として、政治、選挙に関係する場、例えば議場での模擬投票なども加えた社会見学メニューを学校側と連携して検討されたい。
- ・選挙を運営側から見る実体験は何事にも代え難い。高校生が投票所の事務従事に参画する機会の提供を検討されたい。
- ・高校への期日前投票の設置は生徒に投票機会を提供するという観点においては有意義なものであるが、生徒間の不平等など課題も多い。生徒全員が参加できる出前講演や模擬投票など社会参画への意識を高める取り組みを進めてもらいたい。
- ・高校、大学生、20代の社会人が参画する選挙や政治に関する座談会など継続的に実施してもらいたい。

③家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて

- ・家庭内での意識の涵養が重要であることから、PTA協議会等との連携のもと保護者向け研修会など効果的な手法を検討されたい。
- ・子供への主権者教育を通じて、結果として保護者に選挙行動を促す波及効果を考えれば、親子一緒に投票所に行く、家族揃って投票することを促す工夫を研究されたい。
- ・学校で学習した成果を発表する地域などの場の創出、地域での実体験を学校の学習に結び付ける複合的な仕組みを研究されたい。
- ・ロータリークラブ、ライオンズクラブなど社会貢献団体には、高校生や青少年が中心となった社会奉仕活動があり、その活動を通して主権者教育に関わる取組みを研究されたい。
- ・大学との連携は主権者教育の意義に合致するものであるため、大学と高校等の連携がスムーズに行われる仕組みづくりを研究されたい。

④情報(メディア)リテラシーの醸成について

- ・若者や子どもたちがニュースを見聞きする機会を提供することが、世の中に興味を持たせる第一歩である。主権者教育の推進にあたり、子どもたちに幅広く情報を享受させる方法を研究されたい。

【諮問項目3】 「新たな選挙啓発の方向性」

投票率の低迷の原因は、選挙の焦点や天候など様々な要因があり、一概には言えないが、大きな要因の一つに「若者の政治参加意識の欠如」がある。彼らは政治参画には一定の理解があるものの、現状で満足しているため、あえて投票する必要がない、

あるいは、自分が一票投じたとしても何の効果もないと思い、投票行動に結びつかないでいる有権者である。

そこで、主権者教育のような常時啓発とは別に、投票率を短期的に向上させる手法が必要であり、それが選挙時啓発、いわゆる選挙広報である。低投票率から脱却できない状態の上に、デジタル化の進展や高齢化など投票環境の激変する中、有権者への情報発信の有効な手法が問われている。

なお、選挙啓発は、「常時啓発(主権者教育)」と「選挙時啓発」の両輪をもって実施されて効果が発揮されるものである。

■主な取組みの方向性

①効果的な選挙広報について

- ・ SNS等でのオンラインを活用した情報提供など、デジタル化の進展に伴う環境の変化への対応を継続して実施されたい。
- ・ 有権者はどこかの団体等に属していることから、各種団体が発行する刊行物やメールマガジンなどの新たな広報媒体を活用することは、サイレントマジョリティへの常時啓発としても有効であるため検討されたい。

②投票行動への誘導について

- ・ 投票済証を商店などに提示して割引等を得られる「選挙割」は、投票行動に誘導する有効な手段である。選挙管理委員会が実施主体となることは適切とは言えないが、制約された中、選挙管理委員会としてどのような関わり方ができるのか精査されたい。
- ・ 主権者教育の一環から親子での投票を奨励すべきであるが、投票済証の魅力的なデザインは、子育て中の保護者にも投票を促すツールになることから、デザインの工夫をされたい。

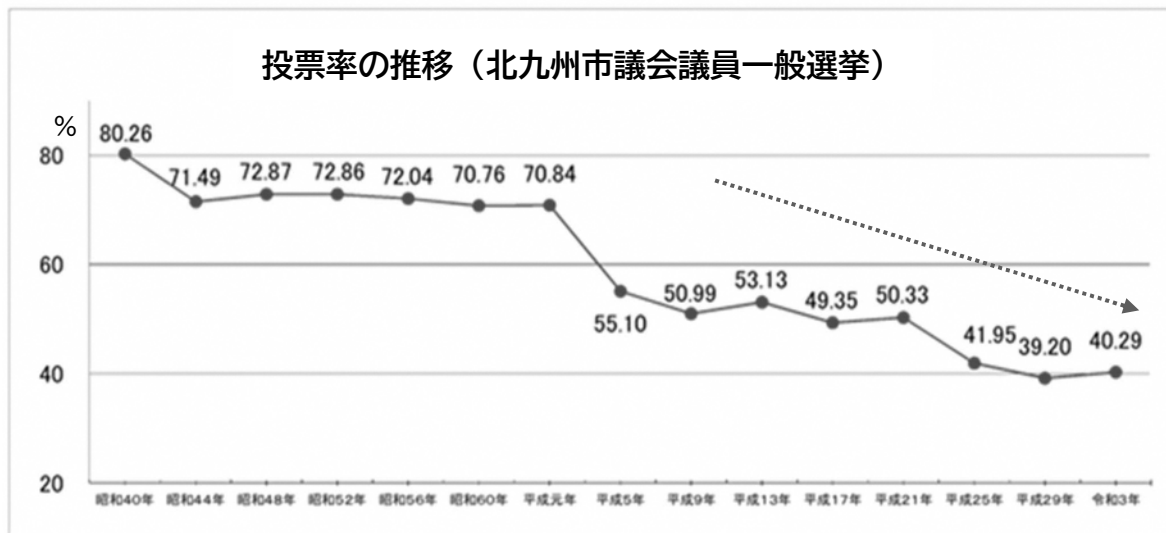
③若者への働きかけについて

- ・ 日頃から、政治・選挙の情報をわかりやすく、身近に感じられるような情報提供、いわば初心者向けの情報提供の手法を研究されたい。
- ・ 高校生に投票所で投票済証を渡す係などをお願いすれば、主権者教育の一環にもなると考えるため検討されたい。

○本市における選挙の現状

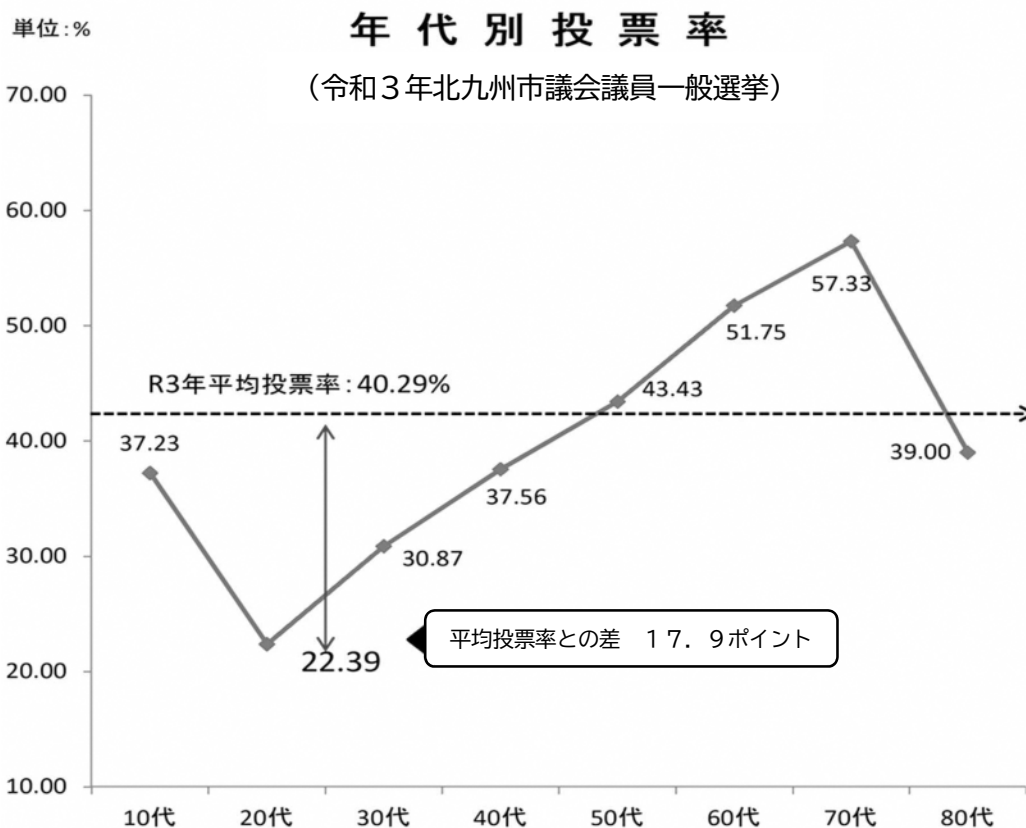
1. 投票率の推移及び年代別投票率

北九州市議会議員一般選挙

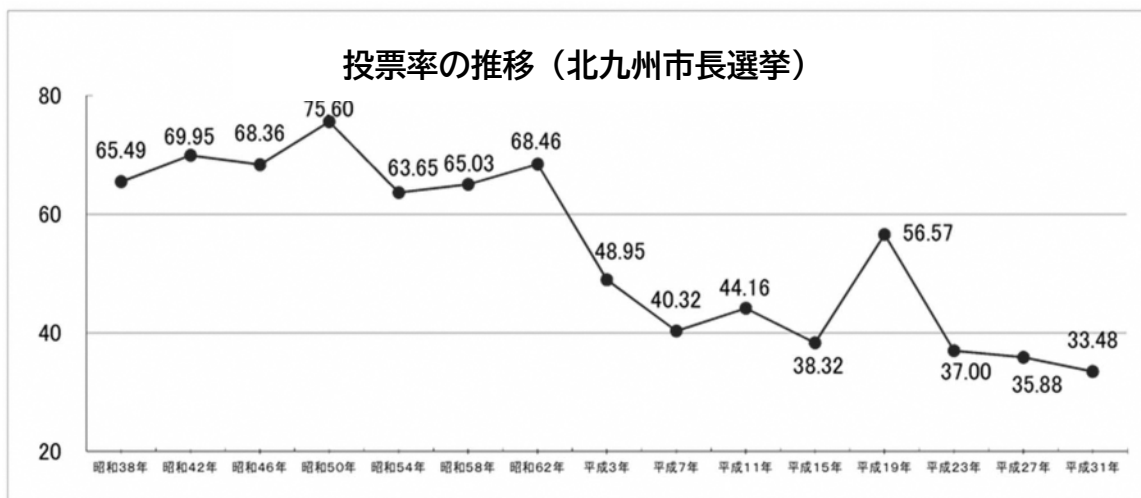


▶平成元年頃から、投票率が低下している

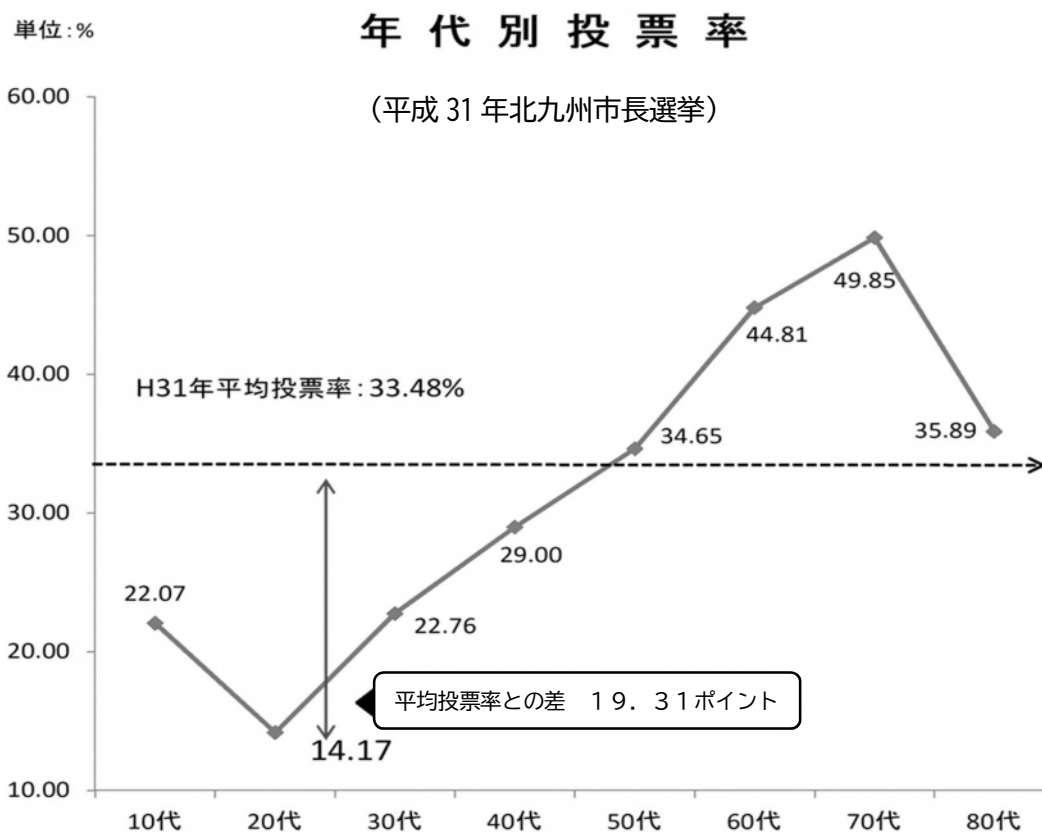
【抽出調査】



北九州市長選挙

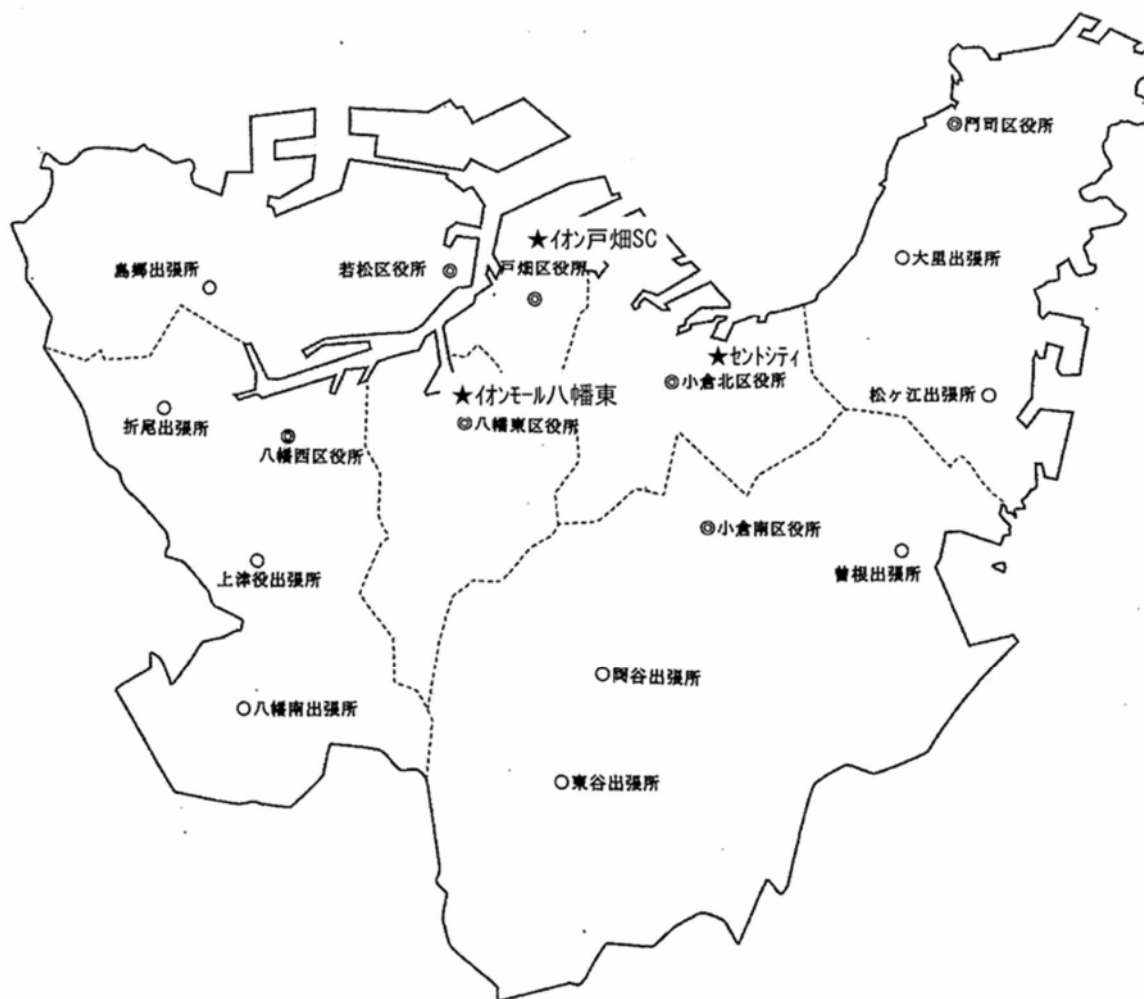


【抽出調査】



- ▶両選挙とも20代の低投票率が顕著
- ▶年齢が高くなるにつれて、投票率は上がっている
- ▶他の選挙や全国的にみても同様の傾向

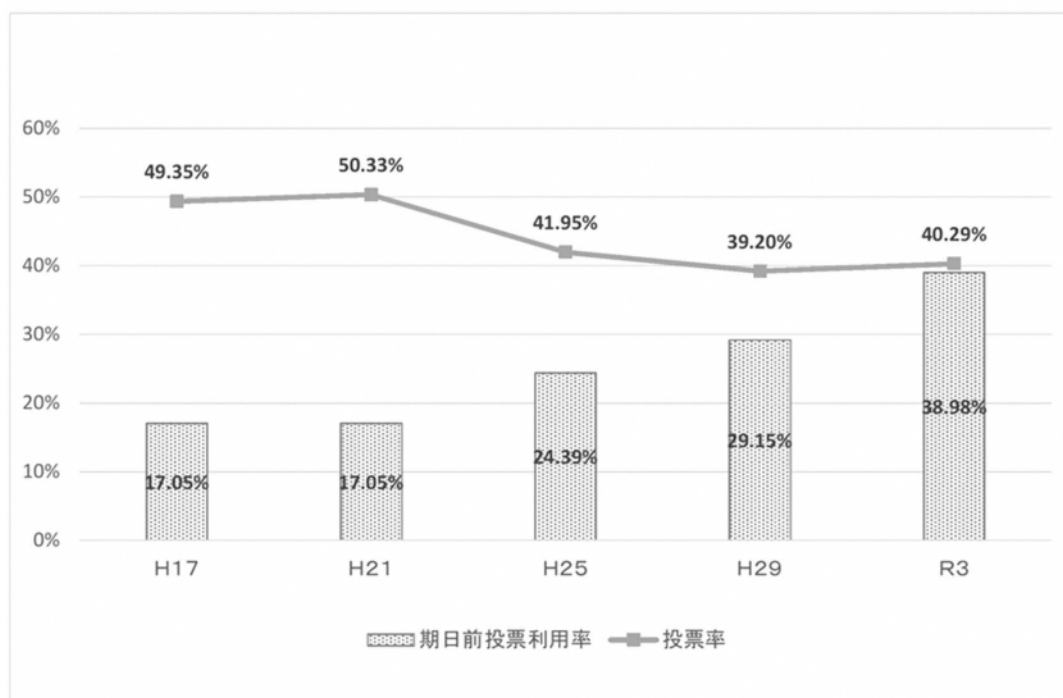
2. 本市における期日前投票所の設置状況



▶各区役所や出張所、出張所のない区には商業施設に設置しており、
バランスの良い配置となっている

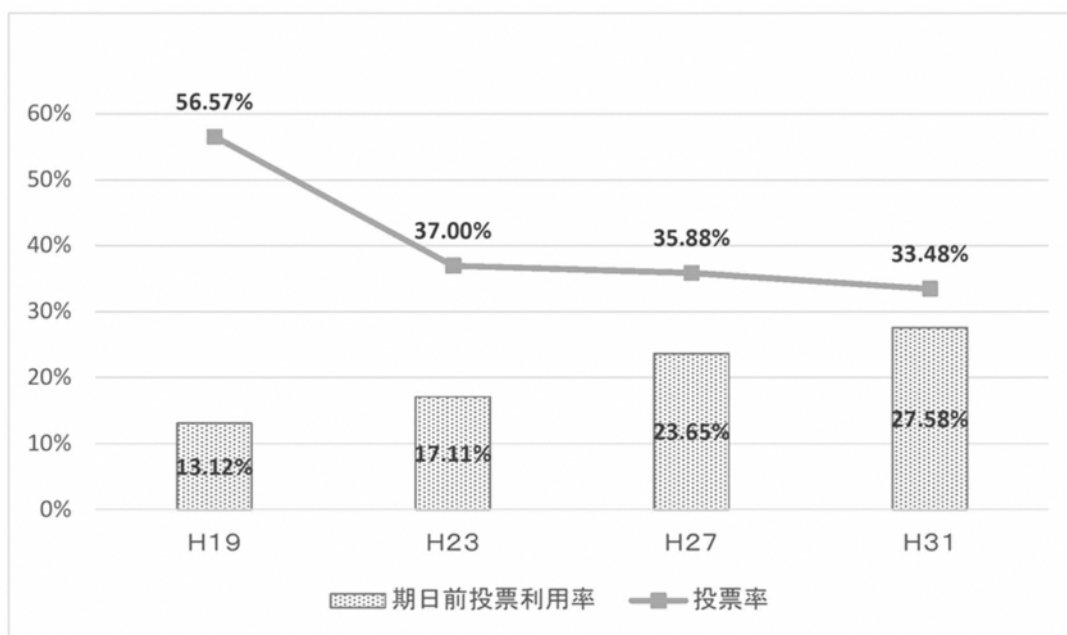
3. 投票率及び期日前投票利用率の推移

北九州市議会議員一般選挙



北九州市長選挙

(※期日前投票制度は平成15年12月から開始)



▶両選挙とも、投票率自体は低下しているものの、期日前投票利用率は、増加しつづけている